

基 発 0929 第 2 号  
令 和 4 年 9 月 29 日

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

中小事業主に対する割増賃金率の引上げに係る周知について (依頼)

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律 (平成 30 年法律第 71 号) による改正後の労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) が施行されることにより、月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の引上げ (以下「割増賃金率の引上げ」という。) が、令和 5 年 4 月 1 日から中小事業主にも適用されることとなります。

中小事業主に対する割増賃金率の引上げの適用の円滑な施行に向け、周知に取り組むべく、別添のリーフレット「2023 年 4 月 1 日から月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます」を作成いたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、別添のリーフレットを御活用いただき、割増賃金率の引上げの周知に御協力いただきますよう、よろしく願い申し上げます。